

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、中国四国厚生支局に届出を行っています。

- 外来感染対策向上加算
- サーベイランス強化加算
- 医療DX推進体制整備加算

(2025 年 4 月 21 日時点)

届出内容補足

■医療 DX 推進体制整備加算に関する揭示

当院はマイナンバーカードによる電子資格確認を行う体制を有しております。

オンライン資格確認システムを通じて、患者様の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導を行う際、当該情報を閲覧し活用しています。

マイナンバーカードによる保険情報・医療情報・薬剤情報を取得し、その情報を活用して質の高い医療を提供できるように取り組んでいます。

医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、

今後は電子処方箋や、電子カルテ情報共有サービスを活用する取り組みを実施します。